

### 6.11.3.2 土地又は工作物の存在及び供用

#### 1) 環境影響の回避・低減に係る評価

##### (1)環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 供用時においては、空港施設の水使用量を極力低減することとし、中水利用及び雨水貯留を行う。
- ・ 水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、COD濃度は15mg/L以下の濃度で排出する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、海域生物の生息環境及び海域生物の分布状況、変動傾向に変化はなく、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

##### (2)環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、海域生物の生息環境及び海域生物の分布状況、変動傾向に変化はなく、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

#### 2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

##### (1)環境保全の基準又は目標

沖縄県が平成15年4月に策定した沖縄県環境基本計画によると、「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において「自然性の高い地域にあっては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める」と示されており、これを環境保全の基準又は目標とする。

##### (2)環境保全の基準又は目標との整合性

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、海域生物の生息環境、分布状況や変動傾向に変化はないものと考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。